

# 献血推進のあり方に関する検討会

## 報告書(案)

平成21年〇月〇〇日

厚生労働省医薬食品局血液対策課

## 献血推進のあり方に関する検討会(平成20年度予算事業)

### 【検討会開催実績】

- 第1回検討会(平成20年9月3日)
  - ・ 献血をとりまく課題について自由討議
  - ・ 若年層献血意識調査の実施を議決
- 第2回検討会(平成20年10月29日)
  - ・ 若年層献血意識調査の結果を報告
  - ・ 採血基準のあり方に係る研究事業の報告(河原委員)
  - ・ 海外の採血基準及び献血の状況について(参考人説明) 他
- 第3回検討会(平成20年11月20日)
  - ・ 論点整理
  - ・ 採血基準見直しの検討に係るワーキンググループの設置を議決 他
- 第4回検討会(平成20年12月4日)
  - ・ 社会や学校の環境変化に対応した献血推進方策について自由討議
  - ・ 検討会中間報告とりまとめ
- 第1回採血基準見直しの検討に係るワーキンググループ(平成21年1月9日)
  - ・ 個別見直し案に係る論文等について自由討議
- 第2回採血基準見直しの検討に係るワーキンググループ(平成21年2月2日)
  - ・ 追加提示された論文等について自由討議
  - ・ ワーキンググループ報告書とりまとめ
- 第5回検討会(平成21年2月17日)
  - ・ 採血基準見直しの検討に係るワーキンググループからの報告
  - ・ 検討会報告書とりまとめ

### 【検討会委員(敬称略、50音順)】

	氏名	所属
	1 飯沼 雅朗	社団法人日本医師会 常任理事
	2 宇都木 伸	東海大学法科大学院実務法学研究科 教授
	3 衛藤 隆	東京大学大学院教育学研究科 教授
	4 大平 勝美	社会福祉法人はばたき福祉事業団 理事長
	5 掛川 裕通	日本赤十字社血液事業本部 副本部長
	6 川内 敦文	高知県健康福祉部 医療薬務課長
	7 河原 和夫	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科 教授
◎	8 清水 勝	医療法人西城病院 理事
	9 住友眞佐美	東京都福祉保健局 保健政策部長
	10 田辺 善仁	株式会社エフエム大阪 専務取締役
	11 中島 一格	東京都赤十字血液センター 所長
	12 羽田真由香	全国学生献血推進協議会 委員長
	13 花井 十伍	ネットワーク〈医療と人権〉 理事
	14 堀田美枝子	埼玉県立浦和西高等学校 養護教諭
	15 山本 シュウ	株式会社アミューズ所属 ラジオDJ

◎:座長

【採血基準見直しの検討に係るワーキンググループ委員（敬称略、50音順）】

	氏 名	所 属
1	宇都木 伸	東海大学法科大学院実務法学研究科 教授
2	衛藤 隆	東京大学大学院教育学研究科 教授
3	河原 和夫	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科 教授
4	中島 一格	東京都赤十字血液センター 所長
◎	5 高本 滋	愛知医科大学医学部 輸血部 教授
6	半田 誠	慶應義塾大学医学部 輸血・細胞療法部 教授
7	柴田 玲子	日本赤十字社血液事業本部 参事 製造管理課 採血係長

◎:座長

## 献血推進のあり方に関する検討会 報告書(案)

### 第1 はじめに

わが国では、売血による弊害が社会問題化し、昭和39年に国民相互の無償の博愛に基づく献血の推進が閣議決定され、以後、昭和40～50年代にかけて献血者数が順調に増加し続けたことにより、より安全な血液製剤が確保されたことによって医療が支えられ、多くの患者の方々が日々救われるようになった。

さらに、平成15年7月には「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が施行され、すべての血液製剤を献血により確保し、安定的に供給することを基本理念とし、国、地方公共団体、採血事業者及び医療関係者などが必要な措置を講ずることによって、この基本理念にのっとりた責務を果たすことが規定された。

しかしながら、近年、わが国では献血者数の減少傾向が続いており、特に若年層では、この世代の人口減少を上回る速度で献血者数が減少してきている。とりわけ、学校や医療現場をとりまく環境変化により、高校生献血が大きく減少しており、この時期における実体験としての献血の機会が失われつつあることが大きな問題ではないかと憂慮されている。

一方、高齢社会の進展により、今後、血液製剤(輸血用血液製剤や血漿分画製剤)を必要とする患者は大幅に増加することが予測され、近い将来血液製剤の安定供給に支障を来すことが懸念されることから、献血推進へのなお一層の積極的な取組が求められている。

こうした状況を踏まえて、本検討会では今後の献血の推進方策についてさまざまな角度から検討を行ってきたが、今般、以下の提言を報告書としてとりまとめることとした。

この報告書に掲げた内容が今後の献血推進に十分に活かされることを期待するとともに、特に献血はかけがえのない「いのち」を救うために相互に支え合う「愛に根ざしたもの」であることが国民に広く理解されるよう努めることが極めて重要であることを検討会として強くアピールするものである。

## 第2 社会や学校の環境変化に対応した献血推進方策

### (1) 高校生献血のあり方

(献血体験と有効な啓発手段等について)

- ・ かつて200 mL 献血が主流であった時代に、高校における集団献血は安定的な献血源として積極的に推進されてきた。また、高校における集団献血は、実体験による「献血の入り口」として初回献血者の誘導に大きな役割を果たしてきたと考えられる。
- ・ しかしながら、学校週5日制の施行や医療機関の血液需要が400 mL 献血由来へ移行するなどのさまざまな環境変化により、以前のような集団献血を高校で実施することは難しくなっている。
- ・ 一方、高校時代における献血体験が献血者確保に効果的であるとともに、その後の献血行動の動機付けともなることが、本年9月に実施され当検討会に報告された若年層献血意識調査の結果からもうかがえ、この年齢層に対する意識づけが重要であることを示唆している。
- ・ 今後、この世代への献血推進を効果的に進めるためには、集団献血を通じて高校時代の献血体験をもつことが難しくなっている現状を踏まえ、献血体験に加え、高校生への意識づけを行うための有効な啓発手段を早急に考えるべきである。
- ・ 具体的には、血液事業関係者や輸血の専門家などが学校に赴き、献血の意義や仕組みをわかりやすく説明する「献血出前講座」や、体験学習などを積極的に行うことが有効であると考えられる。
- ・ さらに、現状では、ほとんどの高校生が200 mL 全血採血を主とする献血しかできないことから、今回、「採血基準見直しの検討に係るワーキンググループ」において、現行の採血基準について再検討を行った。(後述：「第3 採血基準の見直し」)。

### (2) 学校教育における啓発

(学校の授業で「献血」を取り上げてもらうための戦略)

- ・ かつての集団献血に代わり、献血の意義と重要性を若年層に正しく伝えていくためには、学校の授業で「献血」について積極的に取り上げてもらうことが極めて重要である。

具体的には、高校・中学校の教科書などで「献血」を課題として取り上げてもらうための国及び地方公共団体における積極的な取組が早急に必要である。

さらに、小学生を対象とした取組についても、年代にあった啓発教材の制作と活用などに、一層力を注ぐべきである。

(より幼少期の子どもを対象とした取組)

- ・ 絵本などのわかりやすい啓発のための媒体を用いて、幼少期の子どもとともにその親たちにも「けんけつ」の意義をメッセージとして伝えるための取組を進めるべきである。

### (3) 献血環境のあり方

(献血者の年齢層に応じて今後とるべき献血推進方策)

#### ・ 18～22歳

多くの地域(特に都市部)において献血者の実数が最も多く、年齢別人口に占める献血者の率も高いと考えられる。今後は、この年齢層に献血を繰り返す複数回献血者となってもらうための重点的な啓発・施策を実施すべきである。特に、初回献血時に、献血者の献血時におけるリスクに係る情報とともに、実際の輸血現場の情報など献血者の意識を高める効果が高いとされる情報を適切に提供し、今後の献血活動を促すことにつながるよう、情報提供を丁寧に行うなどの対応が重要である。

#### ・ 23～29歳

多くの地域で献血者の実数が前後の世代に比べて少ない。都市部、地方ともにこの年代への効果的な啓発を重点的に行う必要がある。

なお、16～18歳で男性とほぼ同数を占めていた女性がこの年代から減少する要因として、低比重者(※)の増加や女性が家庭に入ったり子育てに忙しいなどの理由も考えられることから、例えば、低比重者への積極的な対応(後述:「(5)低比重者への対応」)や、地域の特性に応じて託児体制を備えた献血ルームを設置するなどの取組み、さらには子育てを終えた女性(30歳台及び40歳～の女性も含め)に献血に戻ってきてもらうための啓発なども検討すべきである。

(※ 低比重者 : 血液比重又は血色素量が基準に満たない者)

#### ・ 30歳代

多くの地域で献血者の実数が多い。この年齢層の献血者に年間採血回数を増やしてもらうことが、血液量の安定的な確保につながると考えられる。

また、都市部において、20歳代後半と同様に、30代前半の献血者の実数が少なく、年齢別人口に占める献血者の率も低い地域があるが、このような地域においては、この年齢層を改めて献血に取り込むための方策を積極的に検討するべきである。

#### ・ 40歳～59歳

都市部を中心にどの地域でも献血者の実数が少なく、年齢別人口に占める献血者の率も低い傾向にある。健康な40～59歳を改めて献血に取り込むための方策も検討すべきである。

#### ・ 60歳以上

どの地域でも60歳を超えたところで献血者数が急激に減少している。

減少の理由については、例えば定年退職することにより献血実施に関する情報に触れる機会が減ってしまうことや健康上の問題などが考えられるが、健康な献血経験者については、定年退職後も引き続き積極的に献血に協力してもらえよう、情報伝達の方法を工夫するなどの検討が必要である。

また、この年代の人口そのものはどの地域でも多く、3～4年後にはいわゆる「団塊の世代」もこの年代に到達することからも、今後はこの年代についても相互扶助の精神といった観点からの啓発が必要であると考える。

#### (地域における献血推進のあり方)

- ・ 市町村合併の影響や地域コミュニティの変化、高齢化などにより、かつて地域に存在した「世話役」が不在となっている場合があり、以前よりも地域での献血が活発でなくなっている。
- ・ 地域での献血において自主的に一定の役割を担うボランティア団体の育成や活発に活動できる地域組織との連携が重要である(欧米では地域の献血は実質、献血者側が組織したボランティアが担っている)。
- ・ ボランティアの育成や地域組織との連携については、欧米での実情なども参考とし、今後、国、地方公共団体及び日本赤十字社が果たすべき役割や具体的な取組について引き続き検討を行う必要がある。
- ・ また、地方公共団体における献血推進協議会については、設置されていない市町村も多くあることから、市町村における献血推進協議会の設置が進むよう努める必要がある。
- ・ 献血への協力企業は着実に増加しているが、献血者に配慮した採血時間帯とするなどの欧米の事例を参考とし、より多くの企業の協力を得るための努力や工夫が必要である。
- ・ 都市部、地方ともに官公署が率先して献血に参加すべきであり、その際には地域住民へも広まるように情報発信するなど、他の事業所に率先した取組が求められる。
- ・ なお、地域における献血の推進にあたっては、地方公共団体及び日本赤十字社が密接に連携し、より効率的に献血の推進が行えるような体制の構築を含めて検討し、取り組むべきである。

#### (献血バスの効率的な運用など地域の実情に合った献血実施方法)

- ・ 日本赤十字社では、献血血液の需給管理を複数県単位で広域的に実施しつつあり、人口が集中する都市部では献血ルームによる献血受入れ、人口が分散している地方では地域を巡回する献血バスでの献血受入れといった役割分担をより明確化していく方針である。
- ・ また、都市部においては、採血時の駐車スペースの確保に苦慮している実情もあるため、交通規制への対応に係る関係機関からのサポートについても地方公共団体等が積極的に検討すべきである。
- ・ 一方、地方においては、固定施設が少ないことから、献血バスをより一層効率的に運用することによって、効果を上げることをめざすべきである。  
例えば、欧州では、移動採血車が1日に数カ所を効率よく移動し、その地域のボランティアの協力を積極的に受け入れる方法が一般的であるが、わが国でも効率よく移動しつつ、地域のボランティアの協力を積極的に受け入れるなど、効率を上げる方策を検討するべきである。

(献血時のインフォームド・コンセントと献血情報の提供のあり方)

- ① 現行の献血におけるインフォームド・コンセントのあり方について
  - ・ 献血者には、献血時におけるリスクを十分に説明してインフォームド・コンセントを受けることが重要であるが、現行の日本赤十字社の「お願い」は、献血時におけるリスク及び献血者健康被害救済制度に関する記載が不十分であるので、この点を充実させる必要がある。
  - ・ その他献血時のインフォームド・コンセントの具体的方法については、今後、法律学等の専門家とも相談しつつ、国及び日本赤十字社において検討することとする。
- ② 保護者の同意の必要性について
  - ・ 未成年であっても、一般的に、提案されている医療行為の性格と危険性について十分に理解する力があると認められる場合には、その行為を受けるに当たっては、親権者の承諾を必要としないと考えられる。
  - ・ 献血は定型的行為であり、数十年間にわたる極めて多数の経験を通して、いまや隠れたリスクはほとんどなく、また、その性格・危険性の理解にさほど高い能力を要求されるものではない。したがって、未成年者の献血についても、特に洞察力のある親権者によって保護される必要性は乏しく、上記の一般論に照らすと、必ずしも親権者の承諾を必要としないと考える。
  - ・ ただし、献血は、身体的には本人に何ら利益をもたらさない行為であり、慎重に取り扱われるべきものであることは言うまでもない。  
特に未成年の場合、疾患等の情報が本人に知らされていないこともあり得るので、献血者の献血時におけるリスク等に係る情報提供を平時から広く行われていることが必要であり、もしも親の積極的拒否のある場合には採血をしてはならないと考える。
- ③ 献血情報の提供のあり方
  - ・ 献血会場では、受付時から採血後の休憩の段階まで、献血者がより一層安心して献血に臨めるような工夫を行うとともに、今後の献血への啓発につながる情報を積極的に提供すべきである。

(4) メディア等を活用した広報戦略のあり方

(若年層個人にアピールするなど年齢層・地域の特性に対応した広報戦略)

- ・ 対象となる各年代層に即した広報媒体の選択が重要である。
- ・ 時代の背景を勘案し、インターネット、携帯サイト、ラジオFM放送などを媒体とした広報を積極的に行うべきである。また、音楽イベントなどのインパクトのある啓発を行うことは、特に献血未経験者の若年層に協力を呼びかける手段として有効と考えられる。
- ・ 一方で、献血血液は有効期間が短いという性質上、年間を通じて絶えず必要となることから、複数回献血への協力の呼びかけや、各地域において継続して献血に協力してもらえるようなキャンペーンを実施するなどの地道な啓発活動の継続も重要である。



- ・ 全国ネットなどのテレビCMによる広報は、影響力もあり、一時的には大きな効果が見込めるものの、多額の経費を要するなどの問題点がある。献血の地域性を考慮すれば、むしろ各地域のケーブルテレビ局やFMコミュニティ放送局など、その地域における有効な広報媒体を選択し、効果的な広報活動を行うことが重要である。

#### (献血血液の使用状況の情報提供のあり方)

- ・ 献血された血液が医療現場でどのように使用されているかがわかるような情報を提供することが、献血者の献血をしようという意識を高めるとの研究結果が報告されている。献血推進の広報にあたっては、患者が輸血を受けている現場の映像などを含む情報を効果的に取り入れて献血者に提示すれば、献血の意義をより具体的に感じとることができ、非常に有効であると考えられる。このような仕組みを積極的に検討していくべきである。
- ・ 一方、自らの体験から輸血や献血の重要性を強く感じている受血者(患者)も存在し、こうした方々の声を献血推進に活かす方策を検討する必要がある。現在、受血者(患者)の横断的な組織は存在しないが、今後、受血者側の意見を具体的に把握し、献血の推進に反映していくための検討が必要である。

#### (5) 低比重者などへの対応

- ・ 献血する意欲を持ちながら低比重のため献血できなかった方は、平成19年に55万人を超える。こうした方々に対し、献血ルームで栄養指導などのサービスを行うことにより、再度献血への協力を促し、より多くの献血者の確保につなげる取組も重要である。
- ・ その他の理由により献血意欲はあるものの献血できなかった方のうち、今後献血の可能性が見込める方への積極的な対応を検討していく必要がある。

#### (6) 200 mL 献血の今後のあり方

- ・ 200 mL 献血については、近年、医療機関側の需要が大幅に減少したことにより、幼小児への輸血治療などに一定の需要はあるものの、その使い道は限定されている状況にある。今後、400 mL 献血の小分けでの対応などの技術的課題が解決されると、方向性としては200 mL 献血はさらに漸減し、400 mL 献血がなお一層推進されるものと予測される。
- ・ しかしながら、漸減しているとはいえ、200 mL 献血の献血者数(延べ人数)は、平成19年の時点においてもなお全体の11.8%を占めており、さらに400 mL 献血のみでは需要を満たせない事態も予測されることから、200 mL 献血にご協力いただいている献血者も必要とされている。今後、200 mL 献血にどのように対処するかについては、若年者における採血基準の見直しを含めて、学校教育における啓発の浸透状況や、献血環境の整備状況を踏まえて検討していくべきである。

### 第3 採血基準の見直し

- ・ 採血基準のあり方については、医学的な合理性が前提であり、さらに社会的な合意形成が不可欠である。
- ・ 近年、わが国では、10～20歳代の若年層の献血率が人口減以上に低下している。この献血率低下の一因として、16・17歳では200 mL 全血献血しできないことが挙げられていることから、この問題にどのように対処するかが極めて重要であると言える。
- ・ 今後の献血者確保対策としては、現在の採血基準に該当する献血対象者に広く協力を求めるとともに、献血対象者の減少を防ぐために現行の採血基準を見直すことも検討するべきである。
- ・ その他、採血間隔、年間総採血量、貧血検査値の妥当性など、大幅な見直しから20年以上を経過した現在の採血基準を、その後の経験の蓄積や医学的・社会的な観点から見直す必要もあると考える。
- ・ これらを踏まえ、本検討会では、「採血基準見直しの検討に係るワーキンググループ」を設置し、現在課題となっている各項目について、見直し案が妥当かつ安全に施行可能であるか否か、主に医学的な見地からの検証を行い、以下の報告をとりまとめたところである。

※ 下線部は、今回、採血基準の改正を提言する部分

#### (1) 400 ml 全血献血採血基準の下限年齢の見直しについて

- ・ 日本赤十字社による年齢別の献血副作用発生率データ等から判断すると、400 ml 全血献血について、17歳男性への年齢下限拡大は可能であると考えられる。
- ・ ただし、献血者の安全を確保する観点から、採血前後のリスク管理を徹底するなど、献血副作用の防止策を万全にすることが必要である。  
特に初回献血者は、複数回献血者と比較して献血副作用の発生率が高いとのデータも得られていることから、初回献血時のリスク管理を徹底すべきである。
- ・ その他の年齢層(16歳男女及び17歳女性)については、引き続き検討を要する。

#### (2) 血小板成分献血採血基準の上限年齢の見直しについて

- ・ 国内で得られた年齢別の献血副作用発生率データ等から判断すると、血小板成分献血の上限年齢については、男性に限り、69歳までの拡大が可能であると考えられる(ただし、65～69歳の者については、60歳に達した日の前日までの間に採血が行われた者に限る。)
- ・ 女性については、引き続き検討を要する。

#### (3) 採血基準項目における「血液比重又は血色素量」について

- ・ 医学的には「血色素量」に統一すべきである。
- ・ ただし、現状で使用できる検査機器が海外1社の製品のみであるため、当分の間、採血基準は原則として「血色素量」とするが、危機管理上「血液比重」で代替することも可とする。

- (4)「年間総採血量、採血回数、採血間隔」及び「男性の血色素量最低値」について
- ・ 「年間総採血量、採血回数、採血間隔」について、現時点では、国内の複数回献血者の血色素量推移データから、400 mL 全血献血を年4回安全に施行できることを担保するエビデンスは得られなかった。
  - ・ 「男性の血色素量最低値」については、献血者の安全性を考慮すると、現状の採血基準から 0.5g/dL 引き上げることが妥当である(血液比重についても同様に引き上げる)

- ・ 以上のワーキンググループからの報告を受け、当検討会として討議した結果、ワーキンググループにおける検討内容・検討結果は妥当なものであると考える。

なお、採血基準の見直しについては、今回成案が得られなかった課題等について、今後も種々のデータを収集し、エビデンスの適切な評価を行うなど、引き続き検討すべきである。

#### 第4 今後の課題

- ・ 本報告書に掲げた提言を受け、今後、国、地方公共団体及び日本赤十字社が具体的にどのように事業を進めていくかについて、短期的に実施可能なもの、中長期的に対応することが必要なものに分類・整理し、明確な目標を定めた行動計画を速やかに作成し、対応していく必要がある。
- ・ これらの計画の実施状況については、関係審議会等に適宜報告し、その達成状況を検証していく必要がある。
- ・ 短期的に実施可能な事項については、現在も取組が行われている「献血構造改革」の終期(平成22年)に合わせ、一方、中長期的に対応すべき事項については、「基本方針」(「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」)の次回改正時期(平成25年)を目途に達成状況を検証することが望ましい。
- ・ なお、国、地方公共団体及び日本赤十字社は、上記行動計画の策定や実施段階における協議や情報交換を行うにあたり、既存の「血液関係ブロック会議」等の場を最大限有効に活用すべきである。また、必要に応じて関係審議会等の意見も聴取し現行事業の改善を図るなど、実効性のある事業推進に努め、献血に対する国民の理解を得るよう努力するべきである。
- ・ さらに、「はじめに」で述べたように、医療関係者をはじめ、献血者、受血者及び教育関係者などすべての関係者が、それぞれの立場から献血に関する理解を深め、国民相互の無償の博愛に基づくわが国の「愛の献血」を将来にわたり継続していくため努力することを求めるものである。